

第 8 回三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	平成 30 年 2 月 9 日（金）午前 9 時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>会長 山本雅之</td> <td>出</td> <td>職代 早栗永人</td> <td>出</td> <td>1 番 青木君夫</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2 番 石田英雄</td> <td>出</td> <td>3 番 森嶋誠美</td> <td>出</td> <td>4 番 松原利志</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5 番 吉田定夫</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>布廣俊晴</td> <td>出</td> <td>岩本壽博</td> <td>出</td> <td>米原章太郎</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>出</td> <td>本田 博</td> <td>出</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 12 人</p>	会長 山本雅之	出	職代 早栗永人	出	1 番 青木君夫	出	2 番 石田英雄	出	3 番 森嶋誠美	出	4 番 松原利志	出	5 番 吉田定夫	出					布廣俊晴	出	岩本壽博	出	米原章太郎	出	山本 満	出	本田 博	出		
会長 山本雅之	出	職代 早栗永人	出	1 番 青木君夫	出																										
2 番 石田英雄	出	3 番 森嶋誠美	出	4 番 松原利志	出																										
5 番 吉田定夫	出																														
布廣俊晴	出	岩本壽博	出	米原章太郎	出																										
山本 満	出	本田 博	出																												
4 欠席委員	無し																														
5 農業委員会事務局職員	事務局長 大村哲也 事務局員 河中文正																														
6 議事録署名委員	1 番 青木君夫 委員 2 番 石田英雄 委員																														
7 議事内容等	議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（小河内：1 件） 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（三朝：1 件） 議案第 21 号 農地利用集積計画（利用権設定）について 議案第 22 号 非農地と判断した土地の取消しについて 議案第 23 号 非農地と判断した土地について 議案第 24 号 非農地証明について（本泉：1 件）																														
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（5 件） (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について（合意解約：1 件）																														
9 その他	(1) 平成 30 年 3 月農業委員会総会の日程について 3 月 9 日（金）午前 9 時～																														
10 閉会	午前 10 時 00 分																														

1 開会

《事務局》

定刻になりましたので、ただ今から、第8回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

作付意思の確認等、必要な時期に来ているので、農地所有者に声かけをしっかりとやっていただきたい。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中7名が出席されており、定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことでございますので、1番 青木吉田委員と、2番 石田委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、第5の議事に入ります。

《議長》

議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第19号について説明します。

本件は、別添のとおり1筆の農地（畑）について、双方の合意により売買を行おうとするもので、農地法の規定に基づき許可申請が提出されましたので、別紙審査表を添え、本委員会の意見を求めるものでございます。

なお当該農地は、相続により農地を所得、その後町外に転出したため耕作ができなくなり、集落内での耕作者を探していたところ、記載の譲受人との間に合意が成立したもので、譲受人は、取得後においても引き続き耕作する計画であること、また、旭地区の面積要件、40aをクリアしている事を申し添えます。

(審査表説明)
よって、本件は、許可基準等を満たしていると判断されます。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第19号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第19号は、承認されました。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第20号について説明します。

農地法第5条第1項の規定による農地転用を伴う所有権移転等について、同法同条第3項の規定により許可申請書が提出されたので、本件に関し本委員会の意見を求めるものでございます。

(議案書朗読)

申請内容について、農地法第5条並びに同法施行令、同法施行規則等の規定に基づき精査しましたところ、別紙審査表のとおりでした。

具体的には、現在の牛舎に隣接する放牧用地に牛舎を増設するもので、集落区長の同意を得て公害防止協定の手続きも進行しているところです。

(審査表説明)

よって、本件は、許可基準等を満たしていると判断されます。

(現地確認の結果)

森嶋委員：本日の午前8時30分に、森嶋委員現地を確認。本日は、雪に覆われていましたが、現状は議案資料にもあるとおりです。

畜産公害についても、集落区長の同意、並びに公害防止協定について既に調整済みですので、特に問題なしと判断した。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【5番委員】これは、親子による貸し借りか？

【事務局】親子による貸し借りです。

《議長》

その他、何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第20号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第20号議案は承認されました。

《議長》

議案第21号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第21号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、

- 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。
- 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

- 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

それぞれ担当地域を確認してください。

【5番委員】資料の整理番号と中間管理の区分はどういうことか？

【事務局】できるだけ中間管理を通すようにしていますが、相続登記のされていない農地は中間管理の対象外であったりして従来の契約の状態にあります。安定的な貸し借りを推進するため、中間管理を通すことを進めています。

《議長》

その他、何かご質問はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第21号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第21号は、承認されました。

《議長》

議案第22号「非農地と判断した土地の取消しについて」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第22号について説明します。

本件は、昨年12月の第6回農業委員会において承認を得ました「非農地と判断した土地について」、土地所有者に非農地通知を送付しましたところ、別紙の土地について、異議等の申し立てがありましたので、その異議を受けることとし、非農地と判断した土地の取消しを行うことについて、本委員会の承認を求めるものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、なにかご質問はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第22号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第22号は承認されました。

《議長》

議案第23号「非農地と判断した土地について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第23号について説明します。

本件は、昨年12月の第6回農業委員会において承認を得ました「非農地と判断した土地について」、土地所有者に非農地通知を送付しましたところ、通知の土地に隣接する土地等について、山林として地目変更できないか協議がありましたので、航空写真により確認した結果、非農地と判断することが適当でしたので、本委員会の承認を求めるものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、なにかご質問はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第23号について、承認することとしてよろしいでしょうか。
【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第23号は承認されました。

《議長》

議案第24号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第24号について説明します。

非農地証明に関する件

次のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地以外のものであることの証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の承認を求めるものでございます。

案件の申請内容について、「非農地証明の取り扱いについて（平成5年4月16日付け鳥取県農林水産部長通知）」に基づき精査しましたところ、別紙審査表のとおりでした。

（審査表説明）

これをふまえ、現況が農地法第2条第1項で定義される「農地（耕作の目的に供される土地）」に該当しないため、同通知の2の非農地の認定基準等を満たすと判断されます。以上です。

（現地確認の結果：事務局）

現地調査の結果、現況は審査表のとおり荒廃した宅地であることに相違ありませんでした。

従いまして、農地法第2条で定義される「農地」に該当しないと判断されますので、非農地の認定基準等を満たすと判断されます。

《議長》

これより、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第24号について承認することとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それでは、議案第24号は承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第6の報告事項に移ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、報告「(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届書について」でございます。

これは、47頁の資料のとおり、5件の届出はいずれも相続に伴い権利を取得されたもので、耕作等にかかる斡旋はそれぞれ資料のとおりでございます。

なお、それぞれの申出の農地の状況は添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、事務局は次の報告(2)を説明してください。

《事務局》

それでは、報告「(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございます。

本件は、合意解約によるもので、解約後は小河内ファームの方で耕作を継続されることになっております。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

7 その他

《議長》

第7のその他に入ります。事務局、説明をお願いします。

《事務局長》

(1) 農家相談について

協議の結果、2月26日、3月5日の9時～12時、文化ホールで実施する。

対応は、2月26日(吉田、松原)、3月5日(山本満、本田)

(2) 3月農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

3月9日(金)午前9時の開会を予定します。

現地確認調査があった場合、別途連絡します。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

【会長】農業委員会は、農地を相続した場合には相続登記をすることを勧めている。委員としても登記の手法について学習しておく必要があると思うので機会を作りたい。

《賛成の声》

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、第8回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月9日

議 長

議事録署名委員

1 番

2 番